

食安発第0622001号
21消安第2149号
21水漁第159号
平成21年6月22日

最終改正 生食発0317第9号
28消安第5598号
28水漁第1690号
平成29年3月17日

各 〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて

標記については、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成19年2月28日付け食安発第0228001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、18消安第13387号農林水産省消費・安全局長通知、18水漁第2608号水産庁長官通知。以下「旧通知」という。）によりロシア向け輸出水産食品に関する証明書の発行等を行っているところであるが、今般ロシアとの協議の結果、別紙のとおり取扱要領を改正し、平成21年7月1日付で施行することとしたので、通知する。

また、旧通知により既に登録されている施設は、本通知施行後も引き続き本通知に基づく登録施設として取り扱うこととする。

なお、旧通知は平成21年6月30日をもって廃止する。